様式第１号（第５条関係）

年 月 日

学　術　指　導　申　込　書

弘前大学（部局長名）　殿

＜申込者＞

住　　　所

氏　　　名　（名称，代表者名）　　　㊞

国立大学法人弘前大学学術指導取扱規程を遵守の上，下記に示す内容により学術指導の実施を申し込みます。

記

１．学術指導題目：

２．学術指導目的・内容：

３．学術指導期間及び指導時間　　　　　年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日

指導（予定）時間　　合計　　　　　時間

４．学術指導料 　　　　　 円（消費税相当額を含む。）

　　内訳（消費税相当額を含む。）：①指導料　　　　　　　　　　　　　　　円

②必要経費　　　　　　　　　　　　　　円

③直接経費　小計　　　　　　　　　　　円（①＋②）

　　　　　　　　　　　　　　　　④間接経費　　　　　　　　　　　　　　円（③の３０％）

５．学術指導代表担当者：（所属　　　　　　　職名　　　　　氏名　　　　　　　）

６．学術指導に必要な設備等の提供の希望（学内設備使用又は持込みなのかもお書き下さい。　　　　　　）

７．その他希望する事項

　　契約書の締結を　　□ 希望する　/　□ 希望しない（裏面に記載の留意事項に同意します。）

８．連絡先

住 所：

所属部署：　　　　　　　　　　　　　氏　名：

電話番号：　　　　　　　　　　　　　ＦＡＸ：

メールアドレス：

* 「申込者の名称」「学術指導題目」「弘前大学における事業代表者の氏名・所属部局・職名について，大学外に公表することに同意します。

備考：契約担当役等が必要と認めるときは，この様式に代えて，必要事項を網羅した適宜様式により処理することができる。

留意事項

１．申込者は，国立大学法人弘前大学学術指導取扱規程（以下「学術指導取扱規程」という。）を遵守の上，学術指導を申込むものとする。

２．本学術指導は，原則として国立大学法人弘前大学（以下「大学」という。）の場所で実施するものとする。ただし，必要に応じて，申込者又は申込者の指定する場所で実施することもできる。

３．申込者は，申込書第４項に定める学術指導料を弘前大学出納命令役の発行する請求書により，当該請求書に定める納付期限までに，国立大学法人弘前大学（以下「大学」という。）の指定する方法で支払わなければならない。なお，学術指導申込者は，納付期限までに学術指導料を支払わないときは，納付期限日の翌日から支払いの日までの日数に応じ，その未収額に年３％の割合で計算した延滞金を支払わなければならないものとし，支払期限が学術指導実施前の場合は，これによらず，本契約を解除することができる。

４．申込書第６項に掲げる申込者の提供物品の搬入，据付，撤去及び搬出に要する経費は申込者の負担とする。

５．大学及び申込者は，本学術指導の結果生じた知的財産権の帰属，取扱い等については，学術指導取扱規程の定めにより，当該発明等の発生事態を勘案して，別途協議して決定するものとする。

６．大学及び申込者は，本学術指導の実施中に，相手方より開示若しくは提供を受け，又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報について，申込書第５項の学術指導者並びに本学術指導の実施にあたり自己に所属する当該情報を知る必要のある最小限の役員及び従業員（以下「学術指導者等」という。）以外の第三者に開示・漏洩してはならない。また，大学及び申込者は，相手方より開示を受けた情報に関する秘密について，当該学術指導者等がその所属を離れた後も含め保持する義務を，当該学術指導者等に対し負わせるものとする。ただし，書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。なお，次のいずれかに該当する情報については秘密情報の対象外とする。

一　開示を受け又は知得した際，既に自己が保有していたことを証明できる情報

二　開示を受け又は知得した際，既に公知となっている情報

三　開示を受け又は知得した後，自己の責めによらず公知となった情報

四　正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負うことなく適法に取得したことを証明できる情報

五　相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得したことを証明できる情報

六　法令に基づく裁判所の命令又は官公庁による指導により開示する情報

７．大学及び申込者は，相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報を，本学術指導以外の目的に使用してはならない。ただし，書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

８．前二項の有効期間は，本学術指導開始の日から学術指導完了後３年間とする。

９．留意事項第６項から第８項の規定にかかわらず，申込者が，本学術指導に関して，大学の役員又は教職員（学術指導者を含む。）の氏名等の公表を希望する場合は，当該公表の可否及び内容等について，事前に大

学に通知の上，大学と協議するものとする。

10．申込者は，本学術指導により，大学の名称，略称，マーク，エンブレム，ロゴタイプ，標章等を自社製品の広告の目的その他の営利目的に使用しようとするときは，事前に大学の同意を得なければならない。なお，大学の役員又は教職員（指導担当者を含む。）の氏名等を使用する場合についても，同様とする。

11．大学は，本学術指導の実施内容及び結果に関し，明示又は黙示を問わず，一切の保証をしない。

12．大学は，本学術指導（本学術指導に基づく商品の販売，役務の提供を含む。）によって申込者に損害が発生した場合においても，当該損害についての一切の責任を負わない。

13．申込者は，輸出管理に関する法令その他学術指導の実施及びこれにより得られた成果に関し適用されるすべての関連法令を遵守する。

14．大学は，本学術指導遂行上，学術指導者以外の者の参加ないし協力を得ることが必要と認めた場合，申込者の同意を得た上で，当該学術指導者以外の者を協力者として本学術指導に参加させ，又は協力させることができる。

15．大学は，次の各号のいずれかに該当し，催告後〇日以内に是正されないときは本契約を解除することができるものとする。

一　相手方が本契約の履行に関し，不正又は不当の行為をしたとき

二　相手方が本留意事項に違反したとき

16．本契約の有効期間は，申込書第３項に定める学術指導期間とし，本契約の失効後も，留意事項第４項から第12項の規定は，当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

17．申込者は，本学術指導の内容に変更がある場合は，大学に変更を申込むものとする。

18．本申込書に定めのない事項については，大学及び申込者で協議の上決定するものとする。

19．本契約に関する訴えは，大学を所在地とする青森地方裁判所の管轄に属する。

備考：契約担当役等が必要と認めるときは，この留意事項に代えて，必要事項を網羅した適宜様式により処理することができる。